

Q & A ～よくある質問～

概要

概要	Q14	レクリエーション補助を請求後、提出した添付書類(領収書等)は返却してもらえますか？
	A14	添付書類の返却は行っておりません。 後日必要となる場合を見越して、手元にコピー等で控えを取ることをおすすめします。
	Q15	国外で支払ったものは対象になりますか？
	A15	領収書が要件を満たしていれば対象になります。ただし、日本語以外の領収書を添付する場合は、必ず翻訳を付けるようにしてください。
	Q16	利用金額に含められる家族の範囲に決まりはありますか？
	A16	会員の二親等以内が対象です。
レジャー	Q1	年間パスポートを2月に購入したのですが、有効期間開始日は次年度の4月1日からです。いつ請求できますか？
	A1	この場合の請求は、次年度となります。補助対象年度の補助対象期間内に利用したものであることを証明する書類(利用年月日がわかるチケット画面の写しやスクリーンショットの写し等)を添付のうえ請求してください。
	Q2	券売機で支払った場合は対象になりますか？
	A2	領収書を提出していただければ対象になります。券売機で領収書が発行できない場合は、有人カウンター等で領収書の発行が可能か問合せをしてください。
	Q3	支払が2月だが旅行に行くのは次年度(4月以降)です。いつ請求できますか？
	A3	利用年月日が補助対象年度となりますので、この場合の請求は次年度となります。
	Q4	インターネットで宿泊の予約をした場合、サイトから出力できる領収書で請求できますか？
	A4	必要事項が明記されていれば請求可能です。画面上の領収書を印刷して添付してください。
	Q5	家族旅行を計画したが自分は仕事で行けなくなってしまいました。家族だけの利用で請求できますか？
	A5	いかなる場合でも家族だけの利用では請求できません。必ず本人が参加することが条件です。
	Q6	公務で出張した場合、旅行経費は対象になりますか？
	A6	公務出張等に係る経費については補助対象外です。
	Q7	人間ドックを受診するため、近隣のホテルに前泊しました。この場合の宿泊費は補助の対象になりますか？
	A7	補助対象になります。
	Q8	エステ・マッサージ等の利用でも請求できますか？
	A8	請求できません。(エステ・マッサージ等は医療行為との判別ができないため補助対象外)
	Q9	夜行バス、ネットカフェ、漫画喫茶等の施設は宿泊施設に該当しますか？
	A9	宿泊施設に該当しません。レクリエーション補助事業で定義する「宿泊施設」とは、屋根がある場所(テント等も含む)で寝具を用いて休息することができる場所になります。
	Q10	旅行会社のパック旅行を購入し、宿泊費が朝食代込みで5,000円以上かかりました。朝食代は飲食代に該当すると思うのですが、補助の対象となりますか？
	A10	旅行会社のパック旅行については、パックの中に交通費及び飲食代が含まれているため、対象となります。(※別途支払った交通費及び飲食代については、対象外です。)
	Q11	登山に行った場合に、現地までの交通費や駐車場代、また現地で支払ったロープウェイ代は請求できますか？
	A11	この場合、現地で乗ったロープウェイ代のみ対象となります。現地までの交通費、ガソリン代、駐車場代については対象外です。
	Q12	観光地で利用できる周遊券(観光地のケーブルカー、ロープウェイ、観光船、バス)を購入しました。請求はできますか？
	A12	請求できます。周遊券購入の領収書を添付のうえ請求してください。
	Q13	民泊は補助の対象になりますか？
	A13	補助対象になります。

文 化 芸 術	Q1	映画やコンサート等に行った場合でも領収書の発行は必要か？
	A1	領収書は請求のための必須書類ですので、発行が必要になります。 領収書の発行が出来ない場合は下記の書類をセットで添付できるようでしたら請求可能です。 観劇したチケットの写し＋購入明細書（ネット購入の場合は印刷したもの又は画面のハードコピーを提出）
	Q2	コンサートのチケットを記念に残したい。請求後返却してもらえるか？
	A2	一度提出された書類は返却できません。チケット提出をする場合はコピーを提出してください。
	Q3	ヴァイオリン教室に通うため、ヴァイオリンを購入しましたが補助の対象になりますか？
	A3	物品購入費となるため、補助対象外です。会費のみが対象となります。 その他楽器、用具、教材費等は対象となりませんが、会費の中にレンタル代として含まれている場合は対象となります。
	Q4	限定グッズ付きのチケットも補助の対象になりますか？
	A4	チケット代の一部と見なしますので、補助対象になります。 ただし、会場の物販や事前購入物販等で購入したグッズ代等については、物品購入費と見なすため、補助対象外となります。
	Q5	美術館や博物館にある音声ガイドのレンタル料金は補助対象になりますか？
	A5	チケット代の中に含まれる音声ガイドのレンタル料金は、対象です。 上記以外に別途支払う音声ガイドのレンタル料金は、対象外です。
ス ポ ー ツ	Q6	映画やミュージカル鑑賞のために DVD をレンタルした場合、レンタル料は補助対象になりますか？
	A6	レンタル料金は補助対象外です。また、動画配信等のサブスクリプション加入費用についても同様に補助対象外となります。
	Q7	コンクールに出るために楽器のメンテナンスを行いました。メンテナンス料金は補助対象になりますか？
	A7	メンテナンス料金については補助対象外です。
	Q8	オンラインのイベント参加についても請求できますか？
	A8	請求できます。必要項目を満たした領収書を添付のうえ請求してください。
	Q9	展覧会に自分の作品を出品することになりました。作品運搬料は対象となりますか？
	A9	出品料の中に含まれる作品運搬料は、対象です。 上記以外に別途支払う作品運搬料は、対象外です。
	Q10	神社で厄除けの祈禱をしてもらいました。祈禱料は補助対象になりますか？
	A10	祈禱料は補助対象外です。
ス ポ ー ツ	Q1	スキー場で用具をレンタルしましたが対象になりますか？
	A1	スキー場のパック料金の中にリフトと用具レンタル代が含まれている場合は対象になります。 別途用具レンタル代のみ支払う場合は対象になりません。
	Q2	市民スポーツマラソン大会への参加料は対象となりますか？
	A2	市民スポーツマラソン大会は、スポーツ大会の参加に該当するため補助対象となります。
	Q3	市民体育館のバスケットコートを利用しました。体育館の使用料は補助対象となりますか？
	A3	対象です。必要項目を満たした領収書を添付のうえ請求してください。
	Q4	スポーツ協会の加入費用については補助対象になりますか？
	A4	補助対象外です。
ス ポ ー ツ	Q5	テニス大会に参加するために、ラケットのメンテナンスを行いました。メンテナンス料金は補助対象になりますか？
	A5	メンテナンス料金については補助対象外です。
	Q6	大会に参加するためユニホームを購入しました。参加費の一部として認められますか？
	A6	物品購入費に該当するため補助対象外です。

自 己 啓 発	Q1	通学講座、通信講座どちらでも対象になりますか？
	A1	対象になります。
	Q2	講座を受講せず、独学で資格取得するために購入したテキスト代は補助対象になりますか？
	A2	物品購入代に該当するため補助対象外です。
	Q3	一部公費で講座受講料が補助された後、自己負担額が 5,000 円以上となりました。 この場合は、補助の対象になりますか？
	A3	公務に伴う費用と判別が難しいため、補助対象外です。
	Q4	雇用保険に加入しており、受講講座が教育訓練給付制度の対象となるため、後日給付を受ける 予定です。この場合、レクリエーション補助の対象になりますか？
	A4	教育訓練給付で支給される金額を差し引いた額(最終的な自己負担額)が 5,000 円以上であれば補助の対象です。